今夏、参議院議員通常選挙があります

間/選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

朝霞市で投票できる方

日本国民で投票日の翌日までに満18歳以上になる方で、登録の基準日現在、朝霞市に転入届をして3か月以上 引き続き居住している方です。

投票所入場券を世帯ごとに封書で郵送します

- (1) 封書1通に世帯員5人まで入場券が同封してあります。
- (2) 投票するときは、同封の入場券を各自お持ちいただき、投票所にお越しください。
- (3) 入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。入場 券は、公示日前後に郵送します。

開票は即日開票です

日時/投票日当日 午後9時~ 会場/総合体育館 サブアリーナ **参観人**/定員30人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙を用意しています。また、ご自身で候補者の氏名を記載できない 場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

次の方法で投票することもできます!



期日前投票

投票は、投票日に投票所ですることを原則としています。しかし、選挙期日(投票日当日)に仕事や用 事などで投票できないこともあります。その場合は、市役所・朝霞台出張所で実施する期日前投票をご利 用ください。

詳しい日時は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

不在者投票

選挙期日(投票日当日)に進学や出張、旅行などで遠方に滞在している場合は、不在者投票ができます。

(1) 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

他の市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙を請求することができます。郵送に時間がかかりますので、 早めに請求してください。

(2) 指定された施設 (病院または老人ホーム等) で行う方法

指定された施設(病院または老人ホーム等)に入院・入所している場合は、その施設で不在者投票をするこ とができます。指定施設かどうかは、各施設長や選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 郵便等で行う方法

対象となるのは身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、一定の障害のある方または介護保険の被保険者証 の要介護状態区分が「要介護5」の方です。事前に申請いただき、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必 要があります。手続き等の詳細は、お問い合わせください。